

平成15年第1回臨時会

御宿町議会会議録

平成15年2月14日 開会

平成15年2月14日 閉会

御宿町議会

御宿町告示第5号

御宿町議会第1臨時会を次のとおり招集する。

平成15年2月10日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成15年2月14日

2. 場 所 御宿町役場 議場

3. 付議事件

- (1) 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- (2) 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成15年御宿町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成15年2月14日(金曜日)午前10時00分開会

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	吉野時二	2番	吉野茂夫
3番	瀧口義雄	4番	伊藤博明
6番	中村俊六郎	7番	石井芳清
8番	式田孝夫	9番	神定孝
10番	浅野玄航	11番	貝塚嘉軼
12番	式田善隆	13番	新井明
14番	松崎啓二		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
収入役	五十嵐義昭	教育長	米本弘夫
総務課長	綱島勝	企画財政課長	新藤研
教育課長	石田義廣	税務課長	佐藤良雄
環境整備課長	井上秀樹	農林水産課長	米本清司
建設水道課長	藤原勇	商工観光課長	氏原憲二
住民課長	吉野健夫	保健福祉課長	田中とよ子

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣	主任主事	殿岡豊
------	------	------	-----

開会の宣言

議長（伊藤博明君） こんにちは、本日平成15年第1回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労さまです。

今、臨時会の日程につきましてはあらかじめ配布した日程によりますので、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人であります。よって、定足数に達しておりますので、臨時会は成立いたしました。これより御宿町議会第1回臨時会を開きます。

日程に先立ちまして、2月7日に全国議長会長より自治功労として議員在職15年の方の表彰があり、当議会におきまして私の他2名の方が表彰の栄を浴しましたので、これより表彰状の伝達を行います。

神定孝君、貝塚嘉軼君は前にお願いいたします。

（局長が表彰状の朗読をし、議長より伝達し、伊藤議長には松崎副議長より伝達する。）

議長（伊藤博明君） 次に、同じく全国町村議会議長会より第17回町村議会広報コンクールにおいて、当議会が奨励賞に輝き、全国町村議長会長より表彰を受けましたので、局長より表彰状の朗読をいたします。（局長が表彰状の朗読をする。）

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長よりあいさつがありますので願いいたします。井上町長。

町長（井上七郎君） 本日、ここに平成15年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本、臨時会に提案いたします案件は、3月1日を基準日とする議会議員、特別職、そして一般職員及び水道事業企業職員の給与等の改定に伴う条例改正案の4議案と、地方自治法第260条の2第1項に伴う地縁団体に関する条例の制定の計5議案でございますので、よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

さて、合併の件についてですが、1月15日に第1回目の合併協議会が開催され、会議の開催日等協議会運営の申し合わせを行いました。今後は、原則毎月第3水曜日の午後1時半から開催することとなりましたが、今月は28日金曜日に当町で開催される予定となっております。

また、各市町の課長職で構成する専門部会、担当職員による分科会におきましても、それぞれ協議・検討を始めておりますが、皆様方のご意見等を踏まえ慎重に協議を進めて参りますので、今後とも行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たり、この度、自治功労賞として全国町村議会議長会より表彰されました3名の議員の皆様方におかれましては、誠におめでとうございます。

また、町村議会広報全国コンクールにおいて、当議会が奨励賞に輝いたのも、ひとえに皆様方の日ごろの議会活動が高く評価されたものと深く敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名について、を議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

12番 式田善隆君、13番 新井明君にお願いします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今、臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異義なしの声あり）

議長（伊藤博明君） 異義なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

これより、暫時休憩いたします。

(午前10時9分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時8分)

議長(伊藤博明君) 日程第3 議案第1号 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第1号、御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第260条の2第1項の規定により、町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるための条例制定であります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 網島総務課長。

総務課長(網島勝君) それでは私の方から、御宿町の認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

本案は、町または字の区域その他、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が地域的な共同活動のため、不動産または動産に関する権利等を保有するために地方自治法第260条の2第1項の規定に基づきまして、町村長の認可を受けた場合の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事項を自治省通知の認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要綱に基づき定めるものでございます。

地方自治法の260条の2は平成3年の地方自治法の改正により設けられたものでございますが、これは自治会や町内会が保有する動産等を団体名義で登録することが出来ないために、単独または区の代表者名義等により登記をしているというようなことで、代表者の死亡または移転等による名義変更をめぐり多くのトラブルがあり、地方自治法を改正し、自治会また町内会等の地縁による団

体が町村長の認可により権利能力を取得することとし、保有不動産等のトラブルを防止し、住民自治と極めて深い関連を有し、地域社会における重要な役割を担っている地縁による団体が活動しやすくするために設けられたものでございます。本町では、今まで地縁による団体の認可申請がなかったため、これに伴う印鑑の登録及び証明に関する条例が未設定でありましたので、今回、制定をお願いするものでございます。

条例の内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、まず第1条は目的でございます。これにつきましては、ただ今ご説明しましたように、地方自治法第260条の2第1項の規定により、町長の認可を受けた地縁に対する団体の代表者に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定め、これをもって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に期することを目的としております。

第2条は登録資格ということでございますが、印鑑の登録を受けることができる者は、地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときにあっては、当該各号に定めるものとするということで、1号として裁判所の選任する職務代理人、2号にいたしましては民法の規定による仮代表者、3号につきましても民法の規定による特別代理人、4号につきましては、精算人というような規定でございます。

次に3条でございますが、これは登録の申請を規定したものでございまして、認可地縁団体の印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可団体の印鑑を持参し、書面で自ら町長に対して申請しなければならないとされております。2項につきましては、登録を申請する書面には、御宿町印鑑条例に基づき登録される団体者等の個人の印鑑を押印しなければならないという規定でございます。

4条につきましては、登録ということで、申請をした者が当該申請に係る地縁団体他の代表者であることを確認するとともに、当該申請者に係る申請書に記載されている事項等について、これは地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳、これを地縁団体台帳といいますが、これを記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影、その他の登録事項との照合、その他

の審査をした上で認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとするということで、登録を規定したものでございます。

次に第5条でございますが、印鑑登録ということで、登録できる地縁団体の印鑑は1認可団体について1個に限るという規定でございます。2項においては、登録をしない印鑑を指定したものでございます。まず1号においては、ゴム印の印鑑で変形しやすいもの、2号においては印影の大きさが一辺の長さが8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの。3号については印影を鮮明に表わしにくいものです。4号につきましては、その他町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないものということで登録をしない印鑑を定めたものでございます。

6条は登録事項というこということを定めたもので、認可地縁団体の印鑑登録原票に登録事項これは1から11号まで、1号は印影、11号はその他町長が認める事項までが登録事項ということ定めたものでございます。

7条は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付ということで、認可地縁団体の印鑑登録証明書を受けようとする場合には、当該認可地縁団体の印鑑を押印した申請書によって自ら町長に対し申請しなければならないという規定でございます。町長はこの申請があった時は、認可地縁団体印影登録原票の登録事項及び認可地縁団体台帳の記載事項との照合、その他審査を行い、当該申請が適正であると確認した上で、当該申請をしたものに対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとするというこの規定でございます。

第8条につきましては、認可の登録団体印鑑登録証明書を規定したものでございます。これは1号から5号まで、代表者から生年月日まででございます。2項につきましては、認可地縁団体の登録証明書を作成するに当たっての、特に印影の写しが鮮明になるような方法によって認可地縁団体の登録原票を複写して行うものという規定でございます。3項につきましては、町長は、認可地縁団体印鑑証明書を交付する場合については、末尾に認可地縁団体印鑑登録原票であると登録した印影の写しと相違ないことを証明するものでございます。

第9条については登録の事項の修正が生じた場合の規定でございます。

第10条につきましては、登録廃止の申請ということで、登録の廃止等がなされた場合の申請方法を規定したものでございます。

第11条でございますが、これは登録の抹消ということで、廃止また亡失した場合については、これについて書面によって記載された審査のうえ、申請に係る印鑑登録の抹消をするものということで、抹消規定を謳ったものでございます。2項につきましても、1号から4号の場合に登録を抹消するものの規定を1号から4号までを規定してございます。第3号につきましては、第3号、4号において印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を印鑑の登録を受けていた者に対しての通知をするものということで規定されてございます。

第12条につきましては、代理人による申請の規定をしたものでございます。

第13条は、閲覧の禁止ということを規定してございます。

第14条は、質問調査で町長は認可の地縁団体の登録の関係者に対して質問して、必要な事項についての調査をすることが出来ることを規定してございます。

第15条は、御宿町の行政手続条例の適用除外ということで、これは行政手続法の第3条に基づきまして、印鑑の登録及び証明に関する処分については、適用除外とされていることから適用除外を謳ったものでございます。

第16条については、規則への委任ということでございます。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行するという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。14番松崎啓二君。

14番（松崎啓二君） この議案第1号につきましては、会議規則第39条の規程により、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査をしていただいたらどうかと思いたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（伊藤博明君） ただいま松崎啓二君から、議案第1号について、総務委員会へ付託のうえ、

閉会中の継続審査にされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

議案第1号 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定については、総務委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(伊藤博明君) 日程第4議案第2号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第2号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与等を改正するものです。

詳細は、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 網島総務課長。

総務課長(網島勝君) それでは一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、千葉県の人件委員会の勧告内容と同様でございますので、県の人件委員会の勧告内容からご説明させていただきたいと思っております。

職員の給与は地方公務委法により、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適用するように、随時、適当な

措置を講じなければならぬとされています。

官民給与の較差は、平成14年4月分の職員の給与と民間給与とを比較したところ、職員の給与が民間給与を8,708円(2.01%)上回っており、また、扶養手当も民間における家族手当の支給状況と比較してみると、その支給額は職員の現行支給額を上回っています。

この逆較差を是正するため、給与勧告制度創設以来初の月例給引き下げ勧告となり、給料表の引き下げ改定及び配偶者に係る扶養手当の引き下げ改定により措置することとしています。

また、ボーナスは、過去の1年間の民間の支給実績と公務員の年間支給月数を対比し、民間の支給月数に見合うよう3月期の期末手当を0.05月引き下げ年間給与で実質的な均衡を図るため、不遡及部分について3月期の期末手当の額で調整することとしています。

改正条例及び新旧対照表を参考に説明させていただきたいと思います。

まず第1条は、扶養手当の支給に関して、扶養親族の範囲を規定しております。条例第10条第2項第5号の不具廃疾者を重度心身障害者と呼称を改めるものでございます。

同条第3項中、配偶者に係る扶養手当の額を1万6,000円から1万4,000円に2,000円引き下げ、子等のうち3人目以降の者の同手当の額を3,000円から5,000円に2,000円引き上げるものです。

また、条例第19条第2項の改正は、3月期の期末手当の支給割合を100分の55から100分の50に0.05月分減ずるものです。

同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給割合について、一般職の職員と同様に3月期の期末手当の支給割合を0.05月分減とするための一般職分の改正に伴う読み替え規定の改正です。

なお、附則第5項から第9項までは、昨年度の人事院勧告により創設された特例一時金の支給に関する規定であり、特例一時金制度の廃止に伴ない削除するものです。また、別表第1を次ページのように改めるものです。

条例案第2条は、平成15年度から、現在6月・12月・3月に支給している期末手当のうち3月期の支給を民間のボーナス支給回数の実態に合わせるため廃止し、6月期12月期に配分するも

のです。

条例第19条第1項中の支給基準日から3月1日を削除するとともに、第2項前段で3月期の支給割合の規定を削除します。なお、廃止分は6月期・12月期に配分するため6月期の支給割合を100分の145から100分の155に、12月期は100分の155を100分の170に改正し、3月期の支給廃止に伴ない、その支給の間隔が6か月となりますので、在職期間のうち3か月の規定を削除し6か月に統一するものです。同条第3項は再任用職員についての読み替え規定の改正です。

条例第20条第2項第1号は勤勉手当の支給割合の改正で、6月期・12月期とも100分の70とし、これにより先の期末手当の支給割合の改正と合わせて、支給割合は平成14年度と同率の年間4.65月分となります。同条第2号は再任用職員についての読み替え規定の改正です。

施行期日は、条例案第1条については、公布の日の属する月の翌月の初日、第2条については平成15年4月1日といたします。

今回の人事院勧告では、官民格差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給を引下げが勧告されており、当町も国家公務員及び千葉県職員と同様に遡及することなく実施いたしますが、平成14年4月からの年間給与について実質的な公民均衡を確保するため附則第3項により、平成15年3月期の期末手当においてその調整措置を講じます。具体的には、平成14年4月1日から今回の給料改定施行日の前日までの期間について、その引下げ分に相当する給料等を3月期の期末手当から減ずるものとします。ただし減ずる額が期末手当の支給額を超える場合には期末手当は支給いたしません。これにつきまして、当町においてはこれを超えることはございません。

附則第4項につきましては、3月期の期末手当の廃止に伴い、平成15年6月に支給する期末手当に限り、改正前の在職期間を適用するために読み替えをするものです。

附則第5項は、規則への委任を定めたものでございます。

また、附則第6項におきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。内容は、3月期の期末手当の廃止により、同手当の支給間隔が6か月となりますので、支給基準中、3

か月の規定を削除し、6か月に統一するものです。

附則の第7項は、第4項と同様に平成15年6月1日に育児休業をしている職員に係る期末手当について、改正前の在職期間率を適用するために、読み替えをするものでございますのでよろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。7番石井芳清君。

7番（石井芳清君） 遑って減額というような内容で、大変公務員の皆さんは厳しい内容ではないかと察するわけでありますが、今回のこの減額処置でありますが、総額おいくらになるのでしょうか。そして、これがもし可決された場合といたしまして、その金額予算としてはもう間もなく新年度予算が編成されたように思いますが、いかように処置をされるのか。使い道は限定されなければならないと考えるわけであります。

また、今回減額ということで職員の働く意欲が失わなければいいなと大変感ずるものであります。これまで、本町におきましては、年休の消化ですね。本来ならば100%消化されなければならないと私は解しておりますが、この消化率が非常に悪いというような状況もございました。これについても、これまでの議会の中で本年度については努力をされる旨の発言もあったと思いますが、例えば昨年末12月末約9ヶ月間ですか、4月から対前年と比してどういう状況になっているのか。それからもう1点であります、時間外ですね、これも本町だいが夜遅くまで明かりがこうこうとついている場面が大変多くございます。また、入退庁簿等も職員玄関の所に整備をされておるようでありまして、多くの方々が時間外も在庁されておるように思いますが、この辺のところも本町は町内でも一番大きい事業者団体でありますし、時間外は社会的にも大変大きな問題となっているわけでありまして。そういう面でも、範を示していかなければならないというふうに思います。かといってこれが「ふるしき残業」となってしまつては困りますので、そうしたものも含めて健康管理も含めてどうされていくのか、お考えをお聞きかせ願いたいと思います。

それともう1点、新採用の職員には大変影響が大だというふうに思いますが、本来支払われるべき期末手当がいくらであり、それが今度の改定可決の中ではどのような対応なのか。期末手当

を本町はオーバーするところはないというようなこともあるようですが、そのところも併せてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） それではまず1点目につきましては、総額はどのくらいになるかということでございますが、今回の給与改定に伴いまして、総額では約1千100万円程度の減額になるかと思っております。また、これについての予算措置についてどうなるかということでございますが、これにつきましては、3月の補正予算の中で対応させていただきたいと思っております。また、この財源につきましては、既に給与の勧告を受けまして、財政対策債等についても減額をするというような国の指示もございますので、今回も補正予算の中では財政対策債の中での減額等と併せて財源手当というような考え方になるかと思っております。それと職員の働く意欲というようなことで、年休の消化率がどうかというようなことでございますが、昨年の消化率は12月まで7.4日でございます。その間、昨年度におきましては、夏休み特別休暇、年次休暇を利用してまとめ取りをするように、各課職員に指示したところでございます。13年と比べてどうかということですが、約0.7日間、逆に消化率が悪かったというような結果になっております。そして時間外等についてということでございますが、時間外につきましても、大変厳しい財政状況の中でやはり時間外を行った者については、支給しなければならないというようなこともございます。また、御宿町につきましては、日曜日等を休日のイベント等についての出勤というようなこともございます。そういうことでは少なくとも代休制度等を利用しながらやっています。また、それぞれ各課で仕事が集中する場合については、各課で応援体制等も敷きながら、なるべく残業は行わないような方向の中で進めていっているところが現状でございます。それと、新規採用の職員についての影響というようなことございますが、新規採用の職員につきましては、平均ですね、年齢が主事補ということから考えますと、23歳の独身の方で約今回の減額措置によりまして、年額約4万178円ぐらいの減額になるのではないかと思います。逆に課長クラスということになりますと、約17万5,000円ぐらいの減額措置というようなことになろうかと思っております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 日程第5議案第3号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第3号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の給与等の改正に準じ、特別職の職員の期末手当の支給に関し、所要の改正を行うものです。詳細は、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） それでは私の方から内容について、ご説明させていただきたいと思っております。

条例改正案の第1条は、一般職の職員と同様に今年度3月期の期末手当の支給割合を100分の55から100分の50に0.05月分減ずるものでございます。

同改正案第2条でありますが、平成15年度からこちらも一般職の職員と同様に3月期の期末手当の支給を廃止し、6月期と12月期に配分するものです。これにより、6月期は100分の205を100分の225に、12月期は100分の210を分の240とし、年間では今年度と同様に4.65月分の支給を行うものでございます。また、在職期間に対応する支給割合を定めた別

表第2では、3月期の支給を廃止することにより、期末手当の支給間隔が6か月とり、3か月間隔の支給に関する部分が不要となりますので、別表第2を削除し、その区分を同項に追加するものです。

しかしながら、平成15年は3月期の期末手当を支給しますので、6月期の同手当の支給に関し、3か月間隔の在職期間の規定が必要となりますので、特例として附則の第2項に読み替え規定をしてございます。

また、別表第2を削除いたしますので、従前の別表第3を別表第2といたしまして、第4条の改正はこの表の繰り上げに伴うものです。

また附則の施行日は、第1条は15年3月1日から、第2条並びに附則第2項の規定については、平成15年4月1日から施行いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。7番石井芳清君。

7番（石井芳清君） 本議案によります、影響額はどの程度になるのかということと、郡内の対応状況はどのようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） この改定に伴う影響額ということでございますが、特別職については14万7,000円の影響額になります。それと、郡内の状況ということでございますが、郡内では岬町が2%減というようなことを聞いてございます。その他は大多喜町、夷隅町等は変わりございません。それともう一つ、大原町においては施策的に附則において町長についての減額措置をされているというような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

7番（石井芳清君） 岬町は2%カットというようにお話でございますが、確か本町は報酬審議会という諮問機関があるかと思いますが、そちらの方のご意見はいかがですか。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 報酬審議委員会におきましては、条例の中では報酬の額を換えるという

ときに審議をするということをごさいますて、今回の場合は手当ということをごさいましたので、報酬審議委員会の方には諮ってはごさいません。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

7番（石井芳清君） 報酬ということでないわけでありますが、下げても上げてもやはりお手盛りと言われないためにきちんとした諮問委員会があるわけですから、そちらにやはり意見を求めてそうした郡内の経済状況の勘案をしながら納得のできる提示というものが必要だと思しますので、そういった機関がありますので、きちんとしてそういうものを利用されるのが一説であるということをご申し上げさせていただきますと思います。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 日程第6議案第4号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第4号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の給与等の改正に準じ、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の改正を行うものです。詳細は、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 内容についてご説明させていただきたいと思います。

今回の条例改正案でございますが、第1条は一般職の職員と同様に、今年度3月期の期末手当の支給割合を100分の55から100分の50に0.05月分減ずるものです。

同改正案第2条は、平成15年度からこちらも一般職の職員と同様に3月期の期末手当の支給を廃止し、6月期と12月期に配分するものでございます。これにより、6月期は100分の145を100分の165に、12月期は100分の155を100分の185とし、年間では今年度と同様に3.5月分の支給を行うものです。また、在職期間に対応する支給割合を定めた条例第6条第2項の表では、3月期の支給を廃止することにより、期末手当の支給間隔が6か月となり、3か月間隔の支給に関しての部分が不要となりますので、同表を削除し、その区分を同項に追加するものです。先ほどの特別職と同じように、平成15年は3月期の期末手当を支給しませんので、6月の同手当の支給に関し、3ヶ月間隔の在職期間の適用規定が必要となりますので、特例として附則の第2項において規定をさせていただいております。

なお施行日は、第1条は15年3月1日から、第2条並びに附則第2項の規定については、平成15年4月1日から施行いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（質疑なしの声あり）

議長（伊藤博明君） 7番石井芳清君。

7番（石井芳清君） 議会議員の分でありますが、およその影響額とトータルですかいくらくらいになりますか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（網島勝君） 影響額につきましては、0.05月分をカットすることによりまして、議員全体では17万2,000円の影響額となります。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 日程第7議案第5号御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上七郎町長。

町長（井上七郎君） 議案第5号御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に準じ、本条例の一部を改正するものです。なお、詳細については担当課長より説明させますので、宜しくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原勇君） 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

先程、議案第2号の一般職の給与等に関する条例の一部を改正する条例と同様の対応するため、改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。

第5条第2項第5号中不具・廃疾者を重度心身障害者に用語を改めるものです。3月の期末手当の支給を廃止するため、第13条中3月1日を削る。同じく特例一時金の支給を廃止するため附則第4項及び第5項を削る。附則としましてこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

以上説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議を終了しました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。井上町長。

町長（井上七郎君） 平成15年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、冒頭申し上げましたように、5議案についてご審議いただきましたが、1号議案については総務委員会付託となりました。その他4議案については、ご承認ご決定をいただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

新しい一年がスタートいたしました。議員の皆様方には、今後も住民の代表として、御宿町の発展と住民福祉の向上のため、なお一層のご指導・ご協力を、お願い申し上げます。

春近しとはいうものの、まだまだ寒い日が続きますので、健康には十分ご留意されますようお願い申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） 以上で、平成15年御宿町議会第1回臨時会を閉会します。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時53

分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年2月28日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 式 田 善 隆

署名議員 新 井 明